

事業主が申請

資金繰り
のため
融資を受けたい

危機関連保証 15%以上売上減
セーフティネット保証4号・5号〈4号〉20%以上売上減 〈5号〉5%以上売上減
利子補給事業 ●大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金(上限3,000万円)にかかる利子(年利1.3%)相当額
 ●補給期間:3年間
 (利子支払開始月から3年を経過する日の属する月まで)
 ☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

売上げが
半減した

小規模事業者店舗家賃支援補助金 ※対象業種を全業種に拡大して実施しています。
 ●補助対象:市内に本店があり、3～5月のいずれかの売上が対前年同月比で50%以上減少している小規模事業者
 ●補助対象経費:市内の事業所等の家賃相当額3カ月分
 ●補助率等:月額家賃の5分の4(1カ月当たり上限8万円) ●申請期限:6月30日(火)
 ●その他:原則、郵送での申請です。詳しくは、コールセンターへお問い合わせください。
 ☎ 商工労政課 ☎547-9791(コールセンター)

感染拡大防止
のために、
施設改修
したい

感染予防対策施設改修支援事業費補助金
 ●補助対象者:本店が市内にある中小規模事業者
 ●補助対象経費:感染拡大防止に係る施設改修費の実費 ●補助率:3分の2
 ●補助限度額:1事業所当たり10万円かつ1事業者当たり30万円
 ●対象:4月1日以降の改修費用
 ☎ 開発建築指導課 ☎537-5635

商店街を
活性化したい

商店街活性化事業(新型コロナウイルス感染症対策)
 ①感染症拡大防止関連の取り組み(衛生管理事業、広報事業、テークアウト事業など)に対して1商店街当たり上限100万円補助
 ②商店街発行プレミアム付商品券の発行に最大350万円補助
商店街等応援プロジェクト支援事業補助金
 ●市内全域の事業者を対象に、それらの事業者を取りまとめて応援する取り組みに最大150万円を補助
 ☎ 商工労政課 ☎537-7294

経営
などについて、
相談したい

中小企業者・個人事業主 経営・金融相談窓口
 ●受付時間:月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
 ☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

新型コロナウイルス
感染症の拡大により
農産物の
売上が
減少した

農業振興資金 信用保証料等補助金
 ●農業者が大分市農業振興資金の貸し付けを受ける際に必要な手数料および信用保証料を補助します。
 ☎ 農政課 ☎537-5628

新型コロナウイルス
感染症の影響を受け
納税が困難

地方税の納付が困難な場合は、納税が猶予されることがあります。まずは、電話でご相談ください。
 ●対象:市・県民税(4期は対象外)、市・県民税特別徴収、固定資産税(償却資産を含む)、軽自動車税、法人市民税、事業所税、国民健康保険税
 ☎ 納税課 ☎537-5691、537-5692、537-5732
 国民健康保険税については 国保年金課 ☎537-5738

水道料金の
支払いが困難

水道料金を免除します。
 ●免除対象:①3月から5月において、いずれかの月の売上が前年同月比で50%以上減少している全ての事業者
 ②市の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う支援・助成制度(4ページ「世帯で申請」のいずれか)の適用を受けている個人
 ●免除額:6月請求分(4月・5月使用水量分)または7月請求分(5月・6月使用水量分)の水道料金全額
 ☎ 上下水道局 営業課 ☎538-1211

その他にも各種助成があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 支援・助成制度のご案内

新型コロナウイルス感染症による厳しい経済状況を踏まえ、市独自の取り組みを含む支援措置をご案内します。

世帯で申請

新型コロナウイルス感染症の影響を受け
主に「休業」等により
収入が減少した

貸付 緊急小口資金(特例)
 ●貸付上限:20万円以内 ●据置期間:1年以内
 ●償還期限:2年以内
 ☎ 市社会福祉協議会 ☎547-8319

新型コロナウイルス感染症の影響を受け
主に「失業」等により
収入が減少した

貸付 総合支援資金(特例)
 ●貸付上限:単身15万円以内、2人以上20万円以内
 ●据置期間:1年以内 ●償還期限:10年以内
 ●貸付期間:原則3カ月以内
 ☎ 市社会福祉協議会 ☎547-8319

「住居」を失った・
失うかもしれない

住居確保給付金(支給要件があります。)
 ●支給額:家賃相当額(生活保護の住宅扶助限度額が上限)
 ●支給期間:原則3カ月(延長ができる場合もあります。)
 ☎ 市社会福祉協議会 ☎547-8319

新型コロナウイルス感染症の影響を受け
一時的に「収入」が
減少した
ひとり親の人

母子・父子・寡婦福祉資金(生活資金)
 ●ひとり親となって7年未満の人またはひとり親で離職後1年以内の人が生活資金を借りる際、保証人がいないときに必要な利子を補給(年利1.0%)
 ☎ 子育て支援課 ☎537-5721

新型コロナウイルス感染症の影響を受け
「家計」が急変し、
子どもの
学資が足りない

就学援助(支給要件があります。)
 感染症の影響による家計急変に対応します。
 ●就学(小・中学校、義務教育学校)に必要な経費の一部を援助
大分市緊急採用奨学資金(資格要件があります。)
 ●貸与額:高校・高専(国公立)10,000円/月 (私立)20,000円/月
 大学・短大 45,000円/月
 ●貸与期間:貸与決定月から1年間 ●返還期間:15年以内
 ☎ 学校教育課 ☎537-5903

市営住宅等に
入居している人

家賃減額措置
 ●市営住宅、従前住居者用賃貸住宅(駅南住宅みやびのもり、第2駅南住宅ふれあいのもり)の入居者で収入が著しく減少した人は、家賃が減額できる場合があります。
 ☎ 住宅課 ☎537-5977
 ☎ 県住宅供給公社市営住宅管理センター ☎533-1674
 ☎ 個別大興産 第2大分市営住宅管理センター ☎536-2555

「運営資金」を
借り入れた

医療機関運営資金貸付金利子補給金
 ●補給期間:最大3年間 ☎ 保健総務課 ☎536-2222
障がい者福祉施設等運営資金貸付金利子補給金
 ●補給期間:最大3年間 ☎ 障害福祉課 ☎537-5785
高齢者福祉施設等運営資金貸付金利子補給金
 ●補給期間:最大3年間 ☎ 長寿福祉課 ☎537-5744

福祉施設が申請
医療機関